

ID: 3061

担当部署: 産業課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第22条第2項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第22条第2項の規定による。 (登録を受けた者に対する措置命令等) 第22条 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日